

平成30年度 週休2日制モデル工事の概要

平成30年3月30日
関東地方整備局企画部
技術管理課

1. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

(1) 発注者指定方式

発注者が、週休2日に取組むことを指定する方式

(2) 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取組む旨を協議したうえで
取り組む方式

2. 試行対象工事

2-1. 発注者指定方式

発注者指定方式は、全ての本官工事および一部の分任官工事とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は、発注者指定方式の対象外とすることができる。

(1) 現場施工が1週間未満の工事

(2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事

(3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例①災害復旧工事

例②供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事

(4) 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事

例①通学時間帯の中断など地域社会からの要望が予想される工事

例②希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事

2-2. 受注者希望方式

受注者希望方式は、発注者指定方式を除く全ての工事を対象とする。ただし、以下に
該当する工事は、対象外とする。

(1) 現場施工が1週間未満の工事

2-3. 除外工事

港湾空港関係および営繕工事は、本モデル工事の対象外とする。

3. 週休2日の考え方（用語の定義）

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4. 工事工程表の開示

発注者は、入札公告の際に、発注者が算定した工期や関係機関との調整、住民合意等の進捗状況を工程表で表す「工事工程表の開示」を、原則全ての週休2日制モデル工事に添付し、週休2日をより確実なものとするよう取り組む。

開示する工事工程表は見積参考資料であるため、請負契約上の拘束力を生じるものではない。工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

5. 余裕期間

発注者は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる「余裕期間」を積極的に設定することで、週休2日の推進を図るものとする。

6. 工期の設定

国債等の活用による工期の平準化や余裕期間制度を活用するとともに、準備・後片付け期間の見直しや工期設定支援システムの活用等により、週休2日の実現に当たり適切な工期設定を行う。

7. 工事工程の共有

(1) 工事工程クリティカルパスの共有

施工当初段階において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化。（全ての工事で実施）

(2) 工期の変更

工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切

に工期の変更を行う。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(3) 著しい悪天候が発生した場合の工期変更の試行

7. (2) のうち、「②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合」の協議を簡素化する試行を実施する。詳細については、別途お知らせする。

8. 積算方法等

8-1. 発注者指定方式

当初の予定価格において、次に掲げる経費に、それぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

- ・労務費 1.05 ・機械経費(賃料) 1.04
- ・共通仮設費 1.04 ・現場管理費 1.05

8-2. 受注者希望方式

現場の閉所状況に応じ、次に掲げる経費にそれぞれ補正係数を乗じて契約変更を行うものとする。ただし、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものは、補正の対象としない。

(1) 4週8休以上(週休2日)

- ・労務費 1.05 ・機械経費(賃料) 1.04
- ・共通仮設費 1.04 ・現場管理費 1.05

(2) 4週7休以上8休未満(現場閉所率25%(7/28日)以上28.5%未満)

- ・労務費 1.03 ・機械経費(賃料) 1.03
- ・共通仮設費 1.03 ・現場管理費 1.04

(3) 4週6休以上7休未満(現場閉所率21.4%(6/28日)以上25%未満)

- ・労務費 1.01 ・機械経費(賃料) 1.01
- ・共通仮設費 1.01 ・現場管理費 1.02

8-3. 機械設備工事

機械設備工事については、上記によらない。

9. 週休2日確保の確認方法

- (1) 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に「現場閉所届(休工届)」を提出する
- (2) 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (3) 週休2日の取得状況は事務所ホームページに掲載する。

10. 成績評定

- (1) 発注者指定方式および受注者希望方式ともに、週休2日相当の現場閉所を行ったと認められた場合は、工事成績の加点評価を行う。
- (2) 発注者指定方式では、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
- (3) 受注者希望方式では、週休2日を実施できなかった場合の工事成績の減点を行わない。

11. 履行実績取組証の発行

関東地整独自のインセンティブ付与として、試行工事に取り組み、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。

- (1) 取組証の発行基準は以下のとおり。
現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上を達成した場合。
- (2) 取組証の発行は、工事成績評定通知時に行う。

12. アンケートおよび広報

- (1) 受注者は、当該試行工事にあたりアンケート調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。
- (2) 工事現場において、モデル工事である旨を明示（工事看板等）する。

附則

本概要は、平成30年4月1日以降入札公告する工事に適用する。

以上